

# 事業所承認規則

事業所承認規則

2023 年 第 2 回 一部改正

2023 年 12 月 22 日 規則 第 57 号

2023 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

### 3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

#### 18 章 有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験実施事業所

##### 18.1 一般

18.1.2 を次のように改める。

##### 18.1.2 事業所の一般要件

- 1. 事業所は、各処理技術の特性及び限界並びに自己監視パラメータを含む、有害水バラスト処理設備の運用について熟知していなければならない。
- ~~-2. 事業所は、サンプル水中の微生物数を測定する試験機関も含めて、ISO/IEC 17025（その後の改正を含む。）又はこれと同等の基準に従って認証を受けていなければならない。~~
- 32. 事業所は、1.2.8-1.にかかわらず造船所を含む有害水バラスト処理設備の製造者及びサービスステーションから独立していなければならない。
- 43. 事業所は、サンプル水の簡易分析に係る内部手順の検査員への提出を求められることがある。
- 54. 事業所は、技術者が 18.3.1 に掲げる事項を満足することを証明する文書を有していなければならない。
- 65. 事業所は、18.3 に定める技術者により、バラスト水管理設備規則検査要領附属書 2.1.3-2.(10)「コミッショニング試験の実施要領」に従って、有害水バラスト処理設備のコミッショニング試験を実施しなければならない。

#### 附 則

1. この規則は、2023 年 12 月 22 日から施行する。